

# 船員法改正の概要

## 1. 労働時間規制の見直し

(現行)

時間内労働  
(1日8時間まで)

臨時の必要がある場合のみ  
時間外労働可能

上限なし

(改正後)

時間内労働  
(1日8時間まで)

(安全のための)臨時の必要  
労使協定による時間外労働

上限なし

上限:  
1日14時間  
週72時間  
を設ける

協定を締結すれば、  
安全のための臨時の必要  
がある場合以外でも  
時間外労働が可能

- ・労使協定により、弾力的な時間外労働が可能
- ・時間外労働の範囲が明確化

船員の適正な労働環境を確保しつつ、  
海上運送事業の活性化を促進

## 2. 雇入契約の公認制から届出制への緩和

## 3. 監督権限の強化

船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、船員労務官が即時に航行停止命令等を行えることとする。